

「被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告」に対する意見募集の結果  
(主な意見の要旨)

中間報告に対しいただいた90件の御意見のうち、少なくとも約4割が災害を経験された方又は被災者を支援する個人又は団体から寄せられた御意見であり、災害を経験された方々の制度の見直しに対する関心が高いことが伺えました。

以下は、主な意見の要旨の取りまとめは、中間報告の構成に沿って整理してあります。

「1. 現行制度の施行状況の実態と問題点」、「2. 制度見直しの基本的考え方」について

制度見直しの基本的考え方等に関しては、中間報告で示された考え方に対して賛成する意見が多く寄せられました。また、一部には、より一層思い切った支援策を求める意見もありました。

主な意見は以下のとおりです。

国は住宅の公共性を認め、自ら住宅の再建や補修を選択した者に対して、その背中を押してあげる迅速で心のある支援・対応が必要である。積極的な改正を期待している。

自然災害被災者の生活再建は被災者の自助努力を超えたものであることから、むやみに自助努力を求めるのではなく、被災者を勇気づけ、再建の意欲を高めるものであるべきである。

現行の被災者生活再建支援制度は、自然災害に遭われた多くの被災者にとって、真に生活再建に役立つ制度となっていない。今回の制度見直しに当たって、被災者が支援制度によって再建意欲を高め、地域と生活の復興に期する公的支援制度として確立されることが大事である。

制度見直しの基本的考え方があまり明確になっていない。したがって、この点の議論をもっと深めるべきである。

憲法の理念に立脚し、支援法の見直し作業を行うべきである。

居住安定支援制度については、給付水準(最高300万円)は住宅再建費用に比べて小さい額であり、自助努力の阻害要因になるとは考えられない。本制度が自助を呼び込む公助という性格から、住民の自主的生活再建を軸とした地域の復興への軌道へと導く制度としての意義を有しているとの意見に賛成である。自然災害によって生活の土台を奪われた被災者に対し、国は生活権の保障を行うべきである。

現行の居住安定支援制度は極めて使いにくいものとなっている。このことは、居住安定支援制度に欠陥があることを意味するものであり、早急な改正が必要である。

住宅再建の問題は、個々の住民の問題のみならず、地域経済・社会に大きな影響を与える問題であり、公益的な問題である。特に、被災者の多くが稼得能力の高くない高齢者である場合、被災者生活再建支援制度を活用した支援が不可欠であり、そのような支援がなく住宅再建が進まない場合には、地域社会そのものが消滅しかねない。

被災者生活再建支援制度は、災害発生後のまだ混乱をしているなかで事務が進められることから、被災者及び自治体職員の負担や混乱を避けるために、制度の簡素化を図ることが最も肝要である。

自然大災害の際に被災者の生活と生業を再建させるために思い切った支援策を国が行ったからといって、そのことに「不公平」だとか「やりすぎ」と考える国民は、ほとんどいないと思う。

### 「3. 制度改正の選択肢と課題」について

具体的な制度改正内容については、住宅本体に対して支援すべきといった意見や年齢・年収要件を緩和、撤廃すべきといった意見など、多くの意見が寄せられました。

主な意見は以下のとおりです。

住宅本体（建設費、購入費、補修費）に対して支援すべきである

全壊住宅でも補修できるように支援すべきである

店舗併用住宅、店舗、事業所、作業所等に対して支援すべきである

地盤被害、宅地被害に対して支援すべきである

生活関係経費の用途を撤廃、緩和すべき

生活関係経費と居住関係経費の区分を撤廃すべきである

支援金の上限額を引き上げるべきである（例：300万円 500万円）

年齢要件は撤廃、緩和すべきである

年収要件は撤廃、緩和すべきである

半壊世帯にも支援を拡大すべきである

床上浸水世帯にも支援を拡大すべきである

支給要件を緩和・撤廃すべき、対象世帯を拡大すべき

申請手続き、支給事務の簡素化

国の負担を2 / 3にするなど引き上げるべきである

2007年3月1日以降に発生した自然災害（能登半島地震、台風第4号災害、新潟県中越沖地震）に遡及適応すべき